

概要版

和束町



第10次 高齢者保健福祉計画 及び 第9期 介護保険事業計画

（令和6～8年度）



令和6年3月
京都府和束町

…………… 計画の策定にあたって ……………

計画策定の趣旨

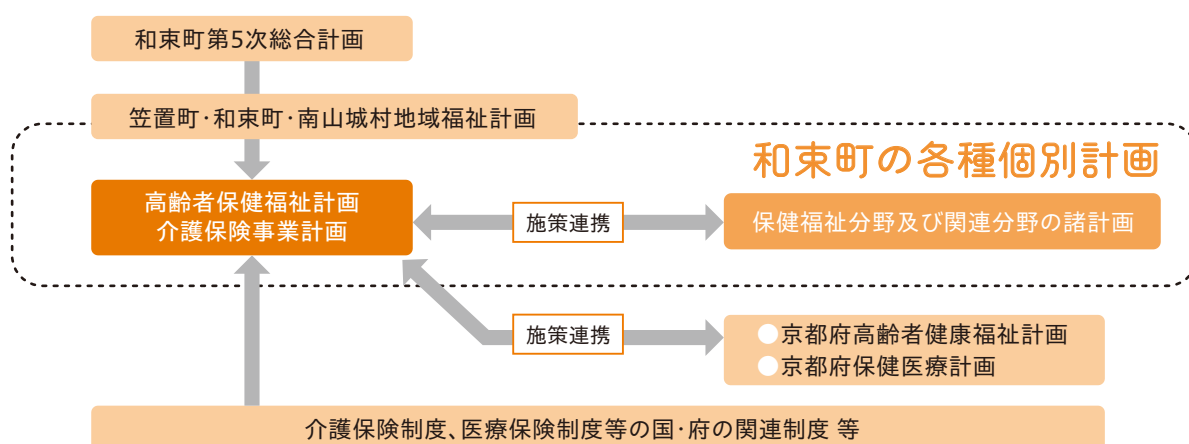
わが国では、今後も人口減少の流れは続いていくことが予測されており、高齢化についてもますます進行することが想定されています。高齢化の進行に伴う、介護需要等の高まりが予測され、それに向けた対策の推進は重要な課題であるのと同時に、高齢者のみ世帯の増加や老々介護の増加、認知症への対応、虐待、担い手不足といった課題も顕在化しています。

このような高齢者をとりまく状況の変化等を踏まえつつ、本町に暮らす高齢者が、今後も住み慣れた地域において、自分らしく安心して生きがいに満ちた暮らしを続けていけるまちづくりをめざし、町民・事業者・行政が協働して支え合い、高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和6年度～令和8年度を計画期間とする「和束町第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定しました。

計画の位置づけと内容

本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられた計画です。

また、国・府の関連する制度・計画等を踏まえるとともに、「和束町第5次総合計画」や笠置町・南山城村と連携して策定した地域福祉計画、福祉の関連分野における町の個別計画等と整合性のある計画として策定しました。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

また、本計画は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度を見据えて、中長期的視点を踏まえながら、検討・策定しました。



.....

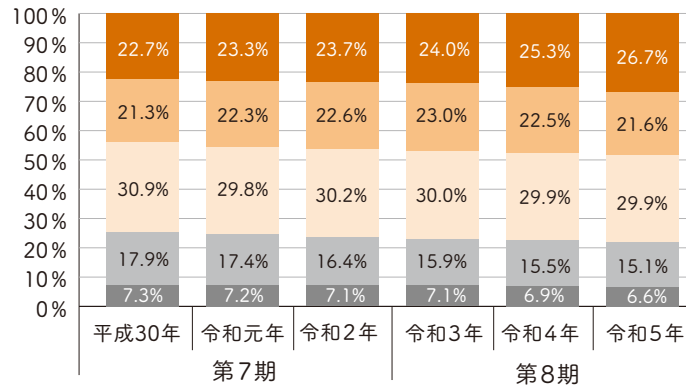
和束町の概況

.....

■高齢化率が増加傾向。後期高齢者の占める割合も増加しています。

本町の総人口は一貫して減少しており、平成30年から令和5年にかけて451人減少し、令和5年では3,529人となっています。また、令和元年までは増加傾向となっていた65歳以上の高齢者についても、令和2年以降は減少傾向となっており、令和5年時点で1,707人となっています。

〔年齢区分別人口比率の推移〕



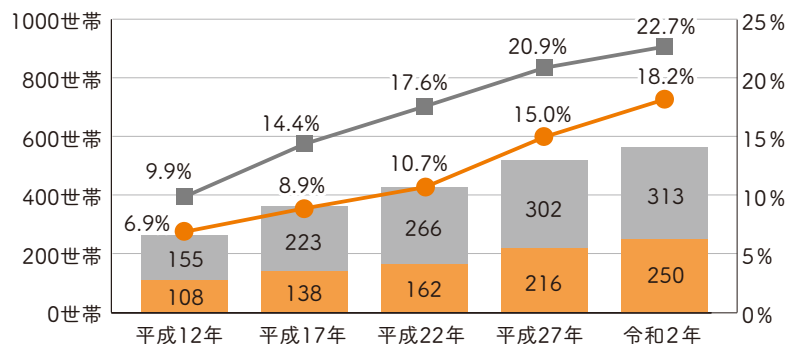
■0～14歳 ■15～39歳 ■40～64歳 ■65～74歳 ■75歳以上

※住民基本台帳（各年度10月1日）※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

■高齢者のひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯が増加しています。

高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみ世帯についてみると、平成12年以降増加傾向で推移しており、一般世帯に占める割合についても増加しています。

〔高齢者世帯（ひとり暮らし・夫婦のみ）の推移〕



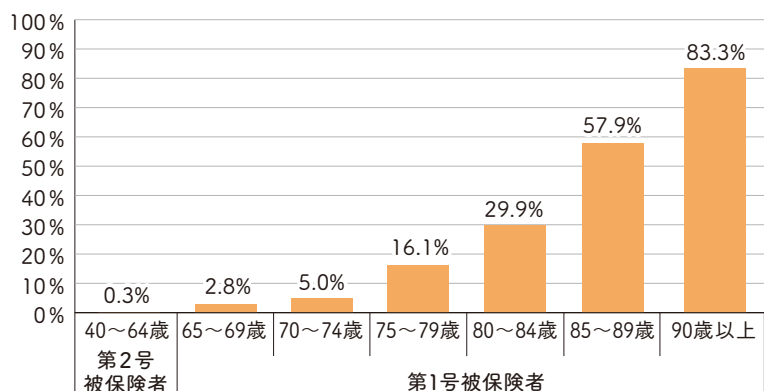
■ひとり暮らし世帯 ■夫婦のみ世帯 ●ひとり暮らし世帯率 ■夫婦のみ世帯率

※国勢調査

■認定者数が増加傾向。90歳以上の方のうち8割以上が認定者となっています。

認定者数の推移をみると、平成30年の350人から令和5年の400人に増加しています。また、年齢別人口に対する認定者の割合（出現率）は、高齢になるほど高くなり、90歳以上では83.3%となっています。

〔年齢別の認定者出現率〕



※介護保険事業状況報告月報（令和5年9月末）

.....

高齢者施策の推進

.....

計画の基本目標

本計画の基本目標は、国の基本方針、本町の総合計画・地域福祉計画といった上位計画の将来像・基本理念等を踏まえながら、第9次・第8期計画の基本目標「安心と生きがいに満ちた支え合いの茶源郷和束をめざして」を継承し、次のように設定します。

【基本目標】

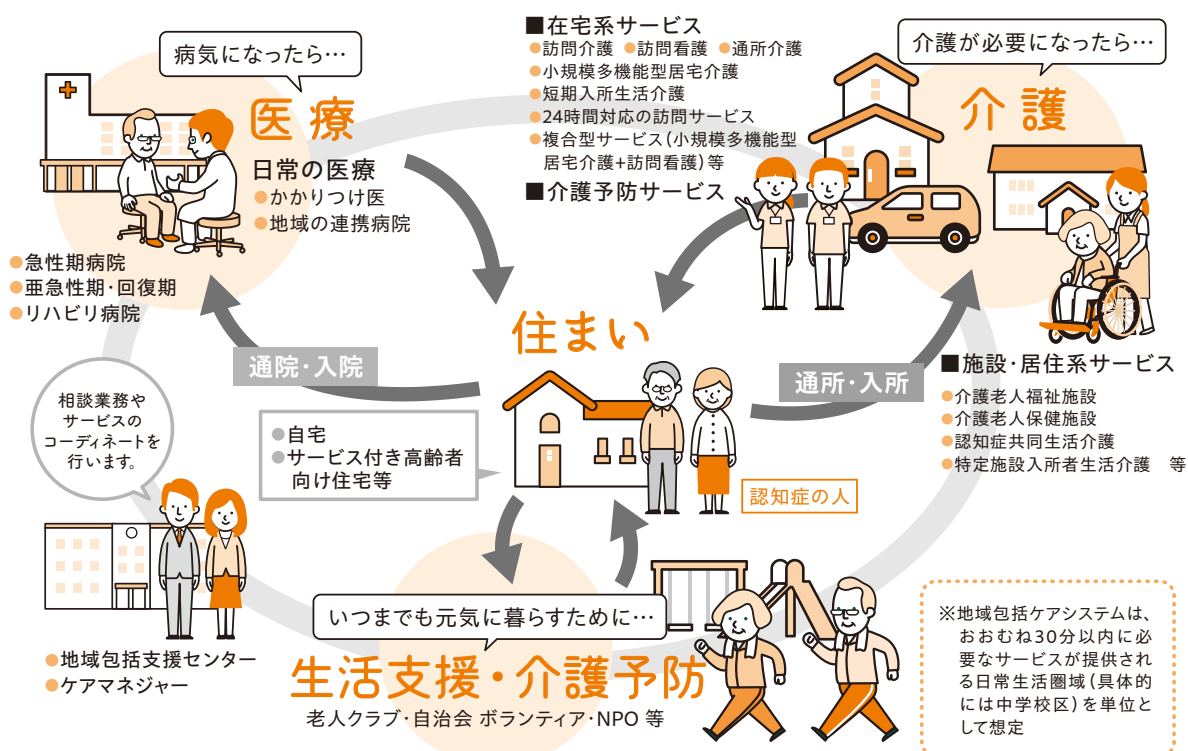
安心と生きがいに満ちた
支え合いの茶源郷和束をめざして

地域包括ケアシステムの構築・充実

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年に向けて、国が示す地域包括ケアシステムのモデルを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・充実が求められています。

市内での連携を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることで、住み慣れた我が家・地域での暮らしの実現につなげます。

地域包括ケアシステムの姿

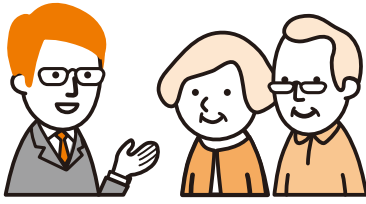




施策の推進

計画の基本目標に基づき、4つの基本方針を掲げます。

計画の基本目標の実現に向け、基本方針ごとに各種施策を推進します。

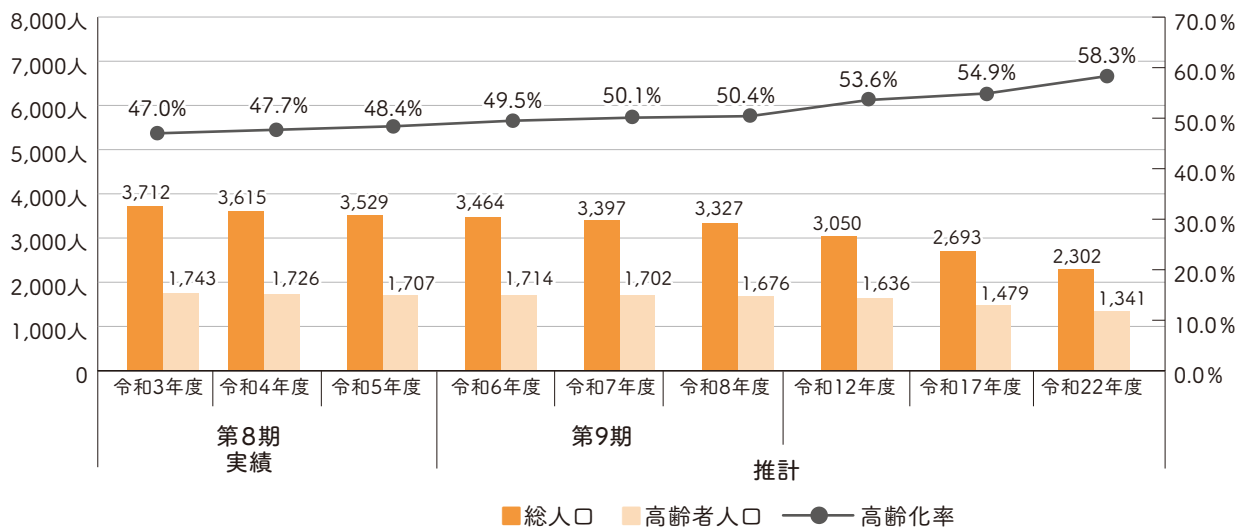
基本目標	基本方針	施策
安心と生きがいに満ちた 支え合いの茶源郷和束をめざして	① 支え合いの仕組みづくり 	(1) 地域包括支援センターの適切な運営 (2) 地域で助け合うための連携・支援 (3) 医療・介護の連携 (4) 相談体制の充実
	② 健康づくり・介護予防の推進 	(1) 高齢者主体の活動の促進 (2) 世代間交流の実施支援 (3) 健康づくりの支援 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
	③ 高齢者への多様な支援の充実 	(1) 認知症高齢者等への支援 (2) 権利擁護の推進 (3) 高齢者の住みよいまちづくり (4) 生活支援の充実 (5) 安全に暮らすための備え
	④ 介護保険事業の充実 	(1) 居宅サービスの提供 (2) 地域密着型介護サービスの提供 (3) 施設サービスの提供 (4) 介護サービス提供体制の維持 (5) 介護給付適正化の推進

…………… 今後の人口と認定者数 ……………

人口推計

本町の総人口は今後も減少することが見込まれており、高齢者についても、総人口と同様減少傾向となり、令和8年度には1,676人程度、令和22年度には1,341人程度まで減少する見込みです。また、高齢化率については、令和7年度には50.1%と半数が高齢者となるが見込まれています。

〔将来人口と高齢化率〕

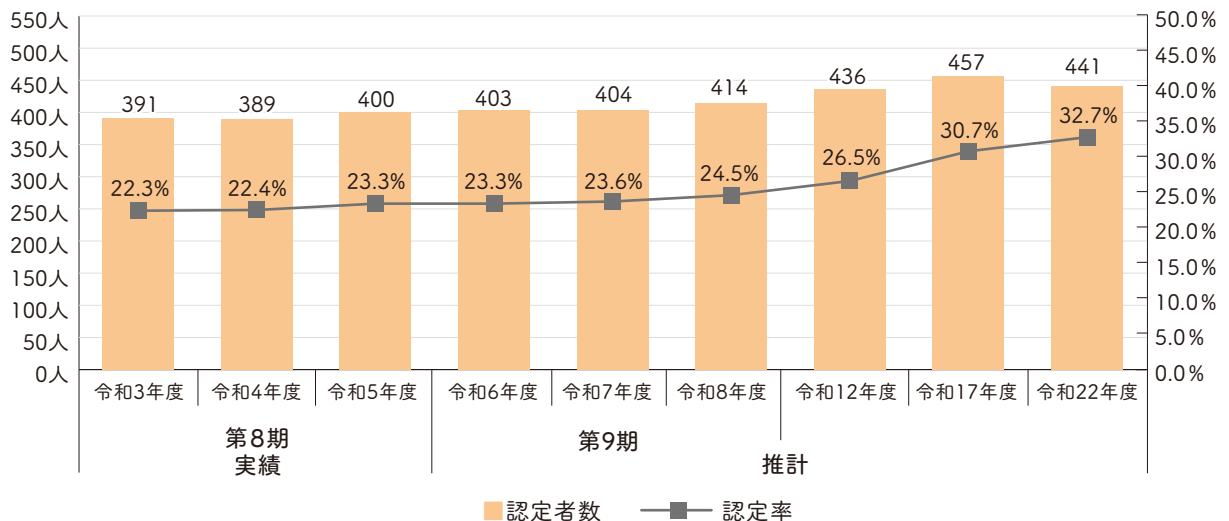


※住民基本台帳(各年度10月1日)データを用いて、町で推計

認定者数の推計

認定者数については今後も増加傾向で推移し、令和8年度には414人程度となると見込まれますが、令和17年から令和22年にかけては減少傾向に転じる見込みです。

〔認定者数と認定率の見込み〕



※介護保険事業状況報告(各年9月末現在)データから、見える化システムを用いて、性別・年齢区分別・要介護度別の出現率法により推計
※認定率は 65 歳以上人口に対する第1号認定者の比率



..... 介護保険料について

■所得段階別介護保険料

今後も本町の介護・医療ニーズを踏まえつつ、介護保険事業の推進を図ります。

近年のサービス利用動向と今後の認定者数の推移等を踏まえて、第1号被保険者の保険料の基準額を算出しました。第9期における第1号被保険者の保険料の基準額（月額）は、準備基金の取り崩しを行い、7,200円とします。

（単位：円）

保険料 段階	課税区分等		基準額に 対する 割合	保険料	
				月額	年額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税 ●生活保護、老齢福祉年金受給者 ●本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	3,276 (2,052)	39,312 (24,624)
第2段階		●本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.685 (0.485)	4,932 (3,492)	59,184 (41,904)
第3段階		●本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円超	0.69 (0.685)	4,968 (4,932)	59,616 (59,184)
第4段階	世帯課税	●本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	6,480	77,760
第5段階		●本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超	1.00	7,200	86,400
第6段階	本人が住民税課税	●本人の合計所得金額が120万円未満	1.25	9,000	108,000
第7段階		●本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.40	10,080	120,960
第8段階		●本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.60	11,520	138,240
第9段階		●本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.80	12,960	155,520
第10段階		●本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.00	14,400	172,800
第11段階		●本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.20	15,840	190,080
第12段階		●本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.40	17,280	207,360
第13段階		●本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.60	18,720	224,640
第14段階		●本人の合計所得金額が900万円以上1,100万円未満	2.80	20,160	241,920
第15段階		●本人の合計所得金額が1,100万円以上	3.00	21,600	259,200

※第1段階から第5段階の合計所得金額には、年金所得は含まれない。

※実際の保険料徴収にあたっては、公費による軽減措置により第1段階の料率を0.285、第2段階を0.485、第3段階を0.685とすることが予定されている。



和束町
第10次 高齢者保健福祉計画及び
第9期 介護保険事業計画 【概要版】

.....

令和6年3月発行
編集／和束町福祉課
〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14-2
TEL:0774-78-3006 FAX:0774-78-2799